

(平成25年5月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年8月1日から52年12月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を50年8月1日に、資格喪失日に係る記録を52年12月11日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を50年8月から51年9月までは7万2,000円、同年10月から52年8月までは8万6,000円、同年9月から同年11月までは9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月1日から52年12月31日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、年金受給の手続時に、年金事務所でも年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険の記録が無いとのことであった。そのことについて、同社に照会したところ、勤務した事実はあるが40年前のことで関連資料等が残っていない旨の回答であった。同社に勤務していた期間は、厚生年金保険に加入していたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社員名簿の写し、及び雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間のうち、昭和48年8月20日から52年12月10日まで、臨時従業員として同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された昭和50年5月22日現在の「臨時従業員名簿一覧」で氏名が確認できる76人（申立人を含む。）のうち、70人が同年8月1日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。これについて、同社では、「当時、総務や労働組合に関与していた元職員によれば、『昭和50年頃、臨時工組合が設立され、当時在籍していた臨時従業員を一斉に厚生年金保険に加入させたと思う。加入について希望は聞いていなかったもので、臨時従業員は漏れなく加入していると思う。申立人も厚生年金保険の加入対象者であったはずなので、給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。』と述べている。」としており、多くの同僚からも、「臨時従業員については、入社と同時に厚生年金保険に加入せず、会社の方針が変わったので途中から加入することになった。」旨の回答が得られた。

さらに、前記の名簿一覧において申立人と同日に入社した同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日を見ると、昭和 50 年 8 月 1 日となっていることが確認できる。

加えて、前記の名簿一覧で氏名が確認できる 76 人のうち、厚生年金保険加入記録が確認できない 6 人（申立人を含む。）について、A 社では、前記の元職員の話として、「退職のタイミングによっては加入させていない場合もあった。」としているところ、同社から提供された「調査対象一覧」によれば、前述のとおり、申立人は昭和 52 年 12 月まで継続して勤務していることが確認できるものの、他の 5 人は、多くの臨時従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 50 年 8 月 1 日から 5 か月以内に退職していることが確認でき、同社では、「申立人は、昭和 50 年 8 月 1 日以降、52 年 12 月まで継続して勤務していることから他の 5 人とは異なっている。」旨述べている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 8 月 1 日から 52 年 12 月 11 日までの期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同様に臨時従業員として同一課に所属していた同僚の標準報酬月額から判断すると、50 年 8 月から 51 年 9 月までは 7 万 2,000 円、同年 10 月から 52 年 8 月までは 8 万 6,000 円、同年 9 月から同年 11 月までは 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、A 社は、「関係書類が保存されておらず、納付したか否か不明である。」としているが、同社に係る被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 8 月から 52 年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月 1 日から同年 8 月 19 日までの期間、及び 52 年 12 月 11 日から同年同月 31 日までの期間については、前記の社員名簿及び雇用保険の記録から、申立人が勤務していた事実を確認することができない。

また、昭和 48 年 8 月 20 日から 50 年 7 月 31 日までの期間については、臨時従業員の厚生年金保険加入記録及び同僚の証言等から、臨時従業員が厚生年金保険に加入する取扱いがなされる前の期間と考えられるところ、申立人が同じ業務に就いていたとする同僚は「臨時職員として採用され、最初の 2 年くらいは厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言している。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。